

第5期 雲南市農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 平成28年12月20日(火) 14:04~15:18

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(34名) ()は遅刻届出委員

1番 渡部洋一	2番 高尾茂通	3番 岡田康弘	4番 竹内 勉
5番 片寄健治	6番 日野一夫	7番 鳥谷悦雄	8番 高橋敬二
9番 永井尚二	10番 周藤寛洲	11番 藤原修至	12番 橋本 博
13番 松原利廣	14番 高田 耕	15番 青木征温	16番 内部武雄
17番 柳原昌広	19番 白築美雄	(20番 中西康一)	21番 嘉本輝雄
22番 渡部満憲	23番 鶴原能也	24番 廣澤幸博	26番 岡田 伸
27番 持田明典	28番 川上蘆求	29番 山本裕子	30番 高島幹雄
31番 陶山直利	32番 小田久義	33番 藤原 好	34番 山本博子
35番 宇都宮敏章	37番 加藤一郎		

4. 欠席委員(3名) 18番 白築 進 25番 錦織邦男 36番 石橋義明

5. 事務局又は説明者 統括監 日野 誠 事務局長 長妻英文 統括主幹 女鹿田比文
主 幹 白築 香 主 幹 大塚雄彦
(農林振興課) 企画官 高田浩二 企画官 土井隆宣

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第182号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第183号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第184号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について
- ・議第185号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第186号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第187号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>定刻になりました。 ご起立ください。 一同互礼。 ご着席ください。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は33名であります。 定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第30回総会を開会いたします。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、23番鶴原能也委員、24番廣澤幸博委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2、諸報告を行います。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第32条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・会議等の報告事項について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。 それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。 なお、発言をされる委員は、最初に議席番号とお名前をお願いいたします。 質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>質問が無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 それでは最初に、「議第182号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」を議題とします。 事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ「議第182号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対す</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>る承認について」説明します。 8ページをご覧ください。 申請番号1番 〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、畑、現況、荒廃農地で面積は648㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「耕作しておらず、山林原野化してしまったため」ということです。平成28年12月9日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、畑、現況、荒廃農地で面積は874㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「現況が農地でなく山林原野化してしまったため」ということです。平成28年12月6日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、荒廃農地で面積は218㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇町〇〇の□□□□さん、非農地の事由は、「遠方の為耕作ができず、山林原野化してしまったため」ということです。平成28年12月6日に現地調査を行っており、確認委員は〇〇委員さんです。 非農地証明の対象となる農地についてですが、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。「議第182号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第182号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について」は、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第183号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページ「議第183号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>10ページをご覧ください。9件の申請が出ております。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも田、2筆で面積は1,286㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんで申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り77,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも畑で面積は105㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」という事です。土地代は10a当り600,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑で面積は135㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する。」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」という事です。空き家付農地の案件で先月登録された2筆の農地について3条許可の申請が出されたものです。空き家付農地での売買案件で畑部分については無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号4番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は731㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「市道佐世線の拡幅工事により残地が短冊形に残ったため、隣接農地所有者に譲渡する」という事です。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、区画整理し一枚の水田として耕作する。」という事です。土地代は10a当り400,000円で確認は〇〇委員さんです。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号5番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも田が1筆、登記簿、現況とも畑が1筆、面積は1,226㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。」ということです。土地代は10a当り234,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号6番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は807㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「利便性のため交換により譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は交換ということで無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号7番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況とも田で面積は318㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さんで申請事由は、「利便性のため交換により譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は交換ということで無償となっています。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号8番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑2筆で面積は201.92㎡です。権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇町の□□□□さんで申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は「申請地を譲り受け農業経営を拡大する。」ということです。土地代は譲受人である△△さんが隣接農地としてこれまでも管理をされていたということで無償です。確認は〇〇委員さんです。</p> <p>申請番号9番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田、現況畑で面積は523㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため譲渡する。」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の△△△△さんです。申請事由は、「申請地を譲り受け、耕作する。」ということです。土地代は10a当り382,000円で確認は〇〇委員さんです。</p> <p>本案件について「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、機械の保有等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第183号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第183号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第184号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の13ページ、議第184号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の設定についてご説明いたします。</p> <p>資料No.3をご覧ください。</p> <p>農地取得「下限面積」の設定については、農業委員会は毎年下限面積の設定または必要性について協議することとなっています。</p> <p>下限面積の設定については、平成24年度は見直しを実施しましたが、今年度については、現行の下限面積（加茂町、木次町が20アール、大東町、三刀屋町、吉田町、掛合町が30アール）の変更を行わないという方針を考えております。</p> <p>その理由としましては、資料No.3の2ページ、別段面積の設定基準「農地法施行規則第17条1項」では、③設定する別段面積より小さい面積で営農する農業者の概ね4割を下回らないようにすることと規定されていますが、3ページ、雲南市の平成28年7月現在の「経営耕地面積総農家数等一覧表」をご覧ください。現在の別段面積で〇〇町は、30アール未満で37%、〇〇町が20アール未満で4</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>2%、〇〇町が43%、〇〇町が44%、〇〇町が44%、〇〇町が41%となっているとおり、現在の各町の別段面積で農地を耕作している農家が全農家数の概ね4割であるため今回は、変更を実施しないこととしたいと思います。</p> <p>1ページに戻っていただきまして、前回の見直しによって別段面積を引き下げたことによる農地の取得状況については、16件となっております。</p> <p>続きまして、「農地法施行規則第17条2項」の空き家付農地につきましては、区域を現行44筆から45筆に変更いたします。</p> <p>変更理由としましては、指定追加及び事案が発生したためです。資料No.3の5ページにあるとおり1筆が指定追加となっております。</p> <p>資料No.1の1ページに戻っていただきまして、空き家付農地の取得状況ですが、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町3件、〇〇町2件、〇〇町1件、〇〇町5件の計13件ございました。</p> <p>また、今回の設定の施行日については、総会後を予定しております。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第184号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第184号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第185号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページ「議第185号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」説明をいたします。17ページをご覧ください。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、宅地で、面積は13㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は、倉庫で車庫1棟を建築されます。転用の理由は、自家用車1台分の車庫を新築したいとのことです。</p> <p>始末書が出されており、平成10年4月に車庫を建築してしまったとのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の事前了承が平成28年11月4日に出されています。</p> <p>確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、現況ともに畑で、申請面積は9.99㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は墓地で墓碑1棟を建築されます。転用理由は、現在の墓地は急傾斜な参道の先にあり参拝や管理ができないので申請地に移転したい。とのことです。</p> <p>2種農地で農用地除外の事前了承が平成28年11月4日に出されています。</p> <p>確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分、許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は田、登記簿は雑種地で、申請面積は505㎡です。</p> <p>申請人は、〇〇市〇〇町の□□□□さん、転用目的は駐車場で駐車区画10台分を建設されます。転用理由は、土地を造成し駐車場として使用したい。とのことです。</p> <p>始末書が出されており昭和45年ごろから来客用駐車場として利用してきたとのことです。</p> <p>3種農地で農用地除外で、確認は〇〇委員さんです。</p> <p>農地区分は、申請地が都市計画区域内の準工業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>
23番	<p>23番〇〇です。1番の始末書案件の補足説明ですが、先ほど審議の議第183号の3番の空き家付農地の関連案件として、昨年の10月に一人暮らしをされていた〇〇さんが亡くなられ、空き家状態となったものです。一番上のお姉さんを相続人として、空き家バンク制度を利用して農地を空き家とセットで譲渡することになりました。相続財産を整理していたところ、宅地の隣接地で車庫が建っているところが農地のま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
23番	<p>までであったことが判明し、慌てて転用申請をされました。身内が法律違反をしていたことは事実であり、今後はこのようなことがないように誓約する証として始末書が出されております。どうかよろしくをお願いします。</p>
9番	<p>9番〇〇です。3番の案件ですが、□□さんは〇〇に住んでおられますが、以前〇〇の町の裏で飲食店を営んでおられました。駐車場が無かったことから現在の駅前に店を持って営業されていましたが、平成7年に廃業され、土地をそのままにされていきました。この土地を希望者に売却する考えで調べた結果、無断で転用されていたことから今回申請し譲渡したいということです。ご審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました。質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第185号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第185号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議第186号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ「議第186号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明します。19ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番</p> <p>〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、雑種地で面積は63㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△さんです。転用目的は駐車場で物置1棟20㎡、カーポート1棟を建設されます。転用理由は、「住居横の隣接の申請地を譲り受け、駐車場と物置を新築したい。」ということです。始末書が提出されておまして、「平成15年3月から埋め立てて利用し</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>てきた。」ということです。平成28年11月4日に農用地除外事前了承が出ておりまして、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されております。土地代は10a当り10,200,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>申請番号2番 〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、田、現況、畑で面積は50㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地拡張です。転用理由は、「現在の建物との境界が近く、申請地を譲り受け敷地を広げて利用したい。」ということです。都市計画区域内の準工業地域に指定されております。土地代は10a当り9,090,000円、確認は〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号3番 〇〇町〇〇△△-△外1筆、地目は登記簿、現況とも畑が1筆、登記簿、田、現況、畑が1筆で面積は1,180㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の(有)△△代表取締役△△△△さんです。転用目的は駐車場で、駐車区画42台分を整備されます。転用理由は、「現在利用している駐車場が中心市街地活性化事業により店舗敷地となり代替えとして申請地を駐車場として利用したい。」ということです。都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10a当り16,949,000円、確認は〇〇委員さん、〇〇委員さんです。農地区分、許可条項は先ほどの1番と同じであります。</p> <p>申請番号4番 〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿、畑、現況、宅地で面積は228㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借人は〇〇町〇〇の△△△△さんです。転用目的は宅地拡張で、居宅1棟6.76㎡、農業用倉庫1棟64㎡を建設されます。転用理由は、「現在の住宅は手狭になり改築するため、宅地を拡張する。また、併せて農業用倉庫も建築する。」ということです。始末書が提出されておりまして、「平成4年に母屋を増築し、一部を利用してきた。」ということです。平成28年11月4日に農用地除外事前了承が出ております。賃借料は無償、確認は〇〇委員さんです。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、確認委員で補足説明があれば、説明をお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
15番	<p>15番〇〇です。1番の案件ですが、本人から始末書をいただいておりますので読ませていただきます。私が同所△△-△の土地を平成14年1月12日に取得し、居宅を平成15年7月2日に新築しました。平成14年9月29日に□□□□より、道路拡幅のため買収された残りの一部を進入路、駐車場などに利用するため譲り受けました。道路の拡幅工事が完了した平成15年3月ごろ法面部分を道路平らに埋め立て今日まで利用していました。今回10年以上過ぎて登記をしていないのは申し訳ないと、名義替えをするため土地分筆登記と所有権移転登記を依頼したところ、農地であることを指摘され、また農用地区域内であることがわかり、慌てて7月に農振除外の手続きを行い、今回農地転用の申請をした次第です。知らないとはいえ、農地法に違反し転用したことは誠に申し訳なく深く反省をいたしております。今後は、農地法を遵守することをお誓いいたします。という説明文をいただきましたので、ご報告し了承をいただきたいと思っております。</p>
3番	<p>3番〇〇です。4番の案件ですが、平成4年にすでに土地の拡張がされ、当時から思い込み、勘違いがあったものだと思います。わからなかったとはいえ申し訳ありません。今後はこのようなことが無いようにとおっしゃっておられました、ということをお〇〇代理から聞いておりますのでよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。</p> <p>無いようですので、ただ今事務局並びに確認委員から説明をいたしました、質疑はありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので質疑を終わります。</p> <p>次に、討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。「議第186号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第186号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議題187号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書21ページ「議第187号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」説明します。</p> <p>22ページをご覧ください。</p> <p>今回の案件は〇〇町5件、〇〇町4件、〇〇町4件、〇〇町39件、〇〇町4件の計56件申請されております。</p> <p>この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。</p> <p>15時15分まで、暫時休憩といたします。ご協議をお願いします。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。</p> <p>〇〇町より順次発表願います。</p>
9 番	9番〇〇です。〇〇町5件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
15 番	15番〇〇です。〇〇町4件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
28 番	28番〇〇です。〇〇町4件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
4 番	4番〇〇です。〇〇町39件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
3 番	3番〇〇です。〇〇町4件、全て妥当と判断しましたのでご報告いたします。
議 長	<p>ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第187号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第187号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は申請のとおり全て妥当とし市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立下さい。</p> <p>一同互礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>次にその他事項に入ります。</p> <p>【その他事項】</p> <p>(1) 平成29年産米の需給調整及びブランド米振興について</p> <p>(2) 雲南市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例について</p> <p>(3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任に関する規則、評価委員会等設置要綱の構成について</p> <p>(4) 委員の業務について</p> <p>(5) 農業委員会活動記録カードの提出について</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____